

意見書第1号

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 3月26日

提出者 野洲市議会議員 西 本 俊 吉

賛成者 野洲市議会議員 中 島 一 雄

## 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）

わが国では、平成18年4月、障害のある人が障害のない人とともに、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、必要なサービスの給付や支援を定める「障害者自立支援法」が施行された。しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度をはじめとするさまざまな問題点が指摘されてきたところである。その後、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法訴訟の71人の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わした。

一方、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、すでに106か国以上が批准を終えているが、我が国は国内法が未整備のため、いまだ批准できていない状況にある。

これらの問題解決に向けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に内閣府における「障がい者制度改革推進本部（本部長：野田佳彦首相）」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置された。ここでの検討を踏まえて、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また8月には同推進会議の下に設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられたところである。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の骨格提言に沿って、「障害者総合福祉法（仮称）」を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求め、国会および政府に対し、以下について要請するものである。

1. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、推進会議総合福祉部会がとりまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
2. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 田中良隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 宛

意見書第2号

「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 3月26日

提出者 野洲市議会議員 野 並 享 子

賛成者 野洲市議会議員 小 菅 六 雄

賛成者 野洲市議会議員 太 田 健 一

「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書（案）

政府がすすめようとしている「社会保障と税の一体改革」は、社会保障財源を理由に消費税を10%まで引き上げようとしています。一方で、医療費の国民負担増、年金支給年齢の引き上げなど、社会保障の負担増と切り捨てをすすめようとしています。

低所得層ほど負担が重くなる逆進性の強い消費税の増税は、社会保障で支えるべき人に重い負担を課すことになり、社会保障の財源を確保する方策としては適当ではありません。加えて、現在、東日本大震災からの復興に国民を挙げて取り組んでいるさなかで、その長期化も予想される時に、消費税を増税し、社会保障を後退させることは、国民の意欲を減退させ、暮らしと経済に打撃を与えることは明らかであります。

必要な震災復興と社会保障の財源は、低所得者ほど負担の重い消費税ではなく、負担能力に応じた税と社会保険料の負担によって捻出すべきです。

よって、政府は「社会保障と税の一体改革」の中止をされることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 宛

意見書第3号

衆院比例定数80 議席削減に反対し民意が反映する選挙制度への  
抜本改革を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 3月26日

提出者 野洲市議会議員 太 田 健 一  
賛成者 野洲市議会議員 小 菅 六 雄  
賛成者 野洲市議会議員 野 並 享 子

衆院比例定数80 議席削減に反対し民意が反映する選挙制度への  
抜本改革を求める意見書（案）

国会では衆院選挙制度改革に関する各党協議が行われています。この中で、民主党は、「1票の格差是正」を理由にした小選挙区の「0増5減」案などとともに、衆議院の比例定数を80議席削減することを主張し、開会中の通常国会に提出しようとしています。

1998年以来の小選挙区制での総選挙では、4割台の得票を得た政党が7～8割の議席を占める事態が続いています。衆議院をめぐる選挙制度の最大の問題は、小選挙区制を中心とした選挙制度によって、大政党に圧倒的に有利となっていることです。さらに、比例定数を削減すれば、このゆがみは一層ひどくなり、大政党以外の中小の政党を支持する民意の反映が妨げられることは明らかです。選挙制度改革で最も求められるのは、抜本的な改革であります。

国会の各党協議では、民主党以外のすべての政党が、小選挙区制は大政党有利に民意をゆがめる害悪を認めています。憲法によって保障された議会制民主主義を守ることこそ国民の願いであります。

よって、下記の事項について強く求めます。

記

1. 衆議院比例定数80議席削減をやめ、民意を正確に反映する選挙制度への抜本的な改革を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 } 宛

意見書第4号

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 3月26日

提出者 野洲市議会議員 内 田 聡 史

賛成者 野洲市議会議員 井 狩 辰 也

賛成者 野洲市議会議員 梶 山 幾 世

賛成者 野洲市議会議員 河 野 司

## 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書（案）

昨年発生した東日本大震災における我が国の対応は、当初の「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態に対する取り決めと準備、対策の甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに災害救援と復興に対処している。

我が国のように、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大する。また、災害対策の責任と権限を基礎自治体においた現在の法体制では、東日本大震災や阪神淡路大震災に見られるように数県にまたがる巨大災害が発生したとき、情報収集及び指揮命令系統が機能せず、現場の重大な混乱を招きかねない。

さらに、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られる「非常事態条項」が明記されていない。

平成十六年五月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。

よって、国会及び政府におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官  
警察庁長官

宛



意見書第5号

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 3月26日

提出者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 坂口 哲哉

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

## こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にあります。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえます。

しかし日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではありません。

世界保健機関(WHO)は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標(障害調整生命年〈DALY〉: disability adjusted life years)を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえます(WHOの「命と生活障害の総合指標」による)。

欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度に相応しい施策がとられてきていません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。

よって、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

内閣総理大臣 } 宛  
厚生労働大臣 }

意見書第6号

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 3月26日

提出者 野洲市議会議員 立 入 三千男

賛成者 野洲市議会議員 市 木 一 郎

賛成者 野洲市議会議員 河 野 司

賛成者 野洲市議会議員 小 菅 六 雄

賛成者 野洲市議会議員 梶 山 幾 世

## 環太平洋経済連携協定（T P P）交渉に関する意見書（案）

昨年11月11日に野田総理大臣は記者会見において、環太平洋経済連携協定（T P P）の交渉参加に向け関係国との協議に入るとの方針を表明した。この関係国との協議とは、日本の交渉参加の前提としてアメリカが求めている事前協議と同じであり、事実上の交渉参加表明である。

T P P交渉への参加は、農林水産業をはじめ、医療・社会福祉、金融・保険等のサービスの自由化、食品、医薬品認可の安全基準等の国内制度の規制緩和や撤廃など、国民の生命に直結し、生活に計り知れない影響を与えるものである。

しかしながら、国民に十分な情報を提示しないばかりか、国内での多くの反対の声を無視し、喫緊の最重要課題である東日本大震災の本格的復興が未だ進まない中で政府の交渉参加に向けた動きは到底容認できるものではない。

こうしたわが国の将来にかかわる重要な課題を包含していることに鑑み、T P P交渉への参加問題については、国会において慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要である。

よって、国会および政府におかれては、わが国の国民生活、社会に与える影響を十分考慮し、下記の対応を実施されるよう強く求める。

### 記

1. T P Pによる影響を国民に詳細に情報開示することなく、また、国民の総意を得ることができていない中で表明したT P P交渉への参加方針は即時に撤回すること。
2. わが国の食料安全保障の観点から必要な関税による国産農畜産品の保護や誰もが等しく医療を受けるための国民皆保険制度など、国民の生命に直結する重要な制度・仕組みを堅持する方針を明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
国家戦略担当大臣

宛